

岐阜県建設工事共通仕様書等の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている、建設工事共通仕様書、施工管理基準、写真管理基準(案)、工事関係書類様式、施工管理関係書類様式の改定を行うものである。

【主な改定点】

仕様書全体

- ・ 国土交通省、農林水産省等の共通仕様書改定に伴うもの
- ・ 誤字、誤記の修正
- ・ 適用すべき基準図書の追加、訂正、削除
- ・ 適用する法令、JIS、通知等の改正に伴うもの

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

- ・ 「連絡」について、「署名または押印が不要な手段」を削除
- ・ 「情報共有」について、「情報共有システム運用要領」を追加
- ・ 「書面」について、「手書き、印刷物等の伝達物」から「工事打合せ簿等の工事帳票」に修正。また、工事帳票に「情報共有システム運用要領」により作成され、提出等が行われたものを追加

1-1-3 設計図書の照査等

- ・ 受注者に貸与する図面原図について、「若しくは電子データ」を追記

1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出

- ・ 請負代金内訳書について、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の事業主負担分を明示」、「契約締結日から14日以内に提出」を追記

1-1-8 工事用地等の使用

- ・ 工事の施工上受注者が必要とする用地のうち、構造物掘削等に伴う借地について、「発注者の負担により借地する範囲以外」を追記

1-1-11 施工体制台帳

- ・ 「施工体制台帳」、「施工体系図」を作成する規定について、国土交通省通知文を削除
- ・ 「施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ない」を追記

1-1-15 工事の一時中止

- ・ 基本計画書について、「発注者に提出し、承諾を得る」から「発注者に提出し、協議する」に修正

1-1-20 建設副産物

- ・ 再生資源利用（促進）実施書の提出について、他項の規定に合わせ、「発注者に提出」から「監督員に提出」に変更

1-1-21 監督員による確認及び立会等

- ・ 段階確認一覧表について、重要構造物における埋戻し前の確認頻度を「1回／1工事」から「1回／1構造物」に修正

1-1-22 数量の算出及び完成図

- ・ 工事完成図、工事管理台帳について、紙と電子の二重提出の廃止のため、「紙の成果品」を削除

1-1-30 工事中の安全確保

- ・ 災害防止を図るため、建設工事公衆災害防止対策要綱の遵守を追記
- ・ 定期安全研修・訓練等について、複数回に分けて実施できる規定を追加
- ・ 情報BOX等の埋設管路の事故防止について、「道路」に「河川、ダム、砂防、公園等」も追記

1-1-41 工事測量

- ・ 仮設標識の規定を追加

1-1-42 提出書類

- ・ 創意工夫等の実施状況の報告時期を「工事完成時まで」と明記

1-1-45 保険の付保及び事故の補償

- ・ 第5項のタイトルを「掛金収納書の提出」から「建設業退職金共済制度の履行」に変更
- ・ 建退共済制度における電子申請方式の導入に伴う規定を追記。また、「工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない」も追記

1-1-47 主任技術者及び監理技術者等

- ・ 第2項のタイトルを「技術者の変更」から「技術者の途中交代」に変更
- ・ 途中交代の条件に「出産、育児、介護」を追記。また、「エレベーター、発電機・配電盤等の電機品の工場製作を含む工事」も追記。

1-1-51 契約不適合責任

- ・ 「契約不適合責任期間」から「契約不適合責任の履行の追完又は損害賠償の請求期間」に修正

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

3-3-2 工場の選定

- ・ 現場打ち鉄筋コンクリート構造物の標準配合表に「セメントコンクリート舗装（スリップフォーム工法）」の場合を追記
- ・ 施工管理の規定文章を修正

3-3-3 配合

- ・ 「ワーカビリティをもつ」から「ワーカビリティが得られる」に修正

3-3-4 品質確保の調査

- ・ 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定について、タイトルの修正。試験に関する資料について、規定文章を修正

3-3-5 銘板

- ・ 銘板の表示内容について、完成年度等を暦年月に修正

第4節 現場練りコンクリート

3-4-4 材料の計量及び練混ぜ

- ・ JIS 名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正
- ・ 水及び混和剤溶液の容積で計算してよいについて、「計量値の許容差内である場合」と明記

第5節 運搬・打設

3-5-9 養生

- ・ 床版コンクリート等の養生について、シート併用の散水養生以外の方法を実施した場合の取扱いを追記

第6節 鉄筋工

3-6-5 継手

- ・ 継手位置の軸方向にずらすについて、「相互に」から「互いに」に修正
- ・ 機械式鉄筋継手の規定を追加

第 9 節 寒中コンクリート

3-9-2 施工

- ・ JIS 名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

3-9-3 養生

- ・ コンクリート標準示方書と用語を合わせ、「養生中のコンクリート温度」から「養生温度」に修正（タイトルも含む）

第 12 節 水中不分離性コンクリート

3-12-3 コンクリートの製造

- ・ JIS 名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

第 13 節 プレパックドコンクリート

3-13-2 施工機器

3-13-3 施工

- ・ JIS 名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

第 2 編 材料編

第 2 章 土木工事材料

第 12 節 道路標識及び区画線

2-12-1 道路標識

- ・ カプセルレンズ型反射シートの反射性能について、観測角 20' 入射角 30°、40° の黄色の数値を修正

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 一般施工

第 3 節 共通の工種

1-3-4 矢板工

- ・ 落錘による打込みについて、「落錘の重量」から「落錘の質量」に修正

1-3-6 小型標識工

- ・ 一般事項について、「認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料」から「視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確實かつ容易な反射材料」に修正

1-3-13 ポストテンション桁製作工

- ・ グラウトの施工について、グラウト配合の規定を削除
- ・ グラウトの試験について、「ブリーディング率及び体積変化率の試験に代えて、単位容積質量から求められる水セメント比を品質検査としてもよい」を追記

第4節 基礎工

1-4-4 既製杭工

- ・ 鋼管杭及びH鋼杭の溶接における半自動溶接を行う場合の溶接作業を行う者について、「かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者」を追記
- ・ 指定仮設の場合の管理について、「本設同様の施工管理とする」を追記

1-4-9 鋼管矢板基礎工

- ・ 鋼管矢板の溶接における半自動溶接を行う場合の溶接作業を行う者について、「かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者」を追記
- ・ 指定仮設の場合の管理について、「本設同様の施工管理とする」を追記

第6節 一般舗装工

1-6-7 アスファルト舗装工

- ・ 加熱アスファルト安定処理の規定における混合物の排出時について、運用実態に合わせ、「出荷時」と明記

1-6-11 グースアスファルト舗装工

- ・ 設計アスファルト量の決定における混合物の流動性の規定について、「敷きならし機械の重量」から「敷きならし機械の質量」に修正
- ・ JIS名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

1-6-12 コンクリート舗装工

- ・ JIS名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

第10節 仮設工

1-10-15 コンクリート製造設備工

- ・ JIS名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

第12節 工場製作工

1-12-2 材料

- ・ 工場塗装の材料について、鋼道路橋防食便覧に基づき、塗料の有効期限を超えた場合の扱いを追記

第 17 節 植栽維持工

1-17-3 樹木・芝生管理工

- ・ 剪定の施工について、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和 2 年 1 月）によるものとする」を追記
- ・ 雑草抜き取りについて、施工実態を踏まえ、雑草抜き取り（抜根）と追記

第 4 編 河川編

第 1 章 築堤・護岸

第 12 節 付帯道路施設工

1-12-2 境界工

- ・ 境界杭の設置について、杭（鉋）の設置実態に合わせ、「杭の中心点を用地境界線上に一致」から「杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致」に修正

第 3 章 樋門・樋管

第 8 節 付属物設置工

3-8-4 境界工

- ・ 境界杭の設置について、杭（鉋）の設置実態に合わせ、「杭の中心点を用地境界線上に一致」から「杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致」に修正

第 8 章 河川維持

第 5 節 堤防養生工

8-5-2 芝養生工

- ・ 雑草の抜き取りについて、施工実態を踏まえ、雑草の抜き取り（抜根）と追記

第 5 編 砂防編

第 1 章 砂防堰堤

第 8 節 コンクリート堰堤工

1-8-4 コンクリート堰堤本体工

- ・ 砂防ソイルセメントの規定を追加

第 11 節 砂防堰堤付属物設置工

1-11-4 境界工

- ・ 境界杭の設置について、杭（鉋）の設置実態に合わせ、「杭の中心点を用地境界線上に一致」から「杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致」に修正

第 6 編 ダム編

第 1 章 コンクリートダム

第 4 節 ダムコンクリート工

1-4-6 練りませ

- ・ JIS 名称変更に伴い、「ミキサ」から「ミキサー」に改正

第 7 編 道路編

第 2 章 舗装

第 12 節 道路付属施設工

2-12-3 境界工

- ・ 境界杭の設置について、杭（鋸）の設置実態に合わせ、「杭の中心点が境界線と一致するよう」から「杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字（岐阜県）が内側（官地側）になるよう」に修正

第 4 章 鋼橋上部

第 3 節 工場製作工

4-3-1 一般事項

- ・ 施工計画書における監督員の承諾を得た場合に省略できる規定について、「項目の全部または一部」から「項目の全部または一部の記載」に修正

第 9 編 公園緑地編

- ・ 国土交通省公園緑地工事共通仕様書の改正に合わせ、第 5 章 自然育成－第 2 節 自然育成施設工の「牛・枠工」、「杭出し水制工」の規定を削除